

## 土木森林環境委員会会議録

日時 令和6年7月5日(金) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後2時58分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 桐原 正仁  
副委員長 石原 政信  
委員 浅川 力三 卯月 政人 小沢 栄一 向山 憲稔  
寺田 義彦 清水喜美男 名取 泰

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

林政部長 入倉 博文 林政部次長 小澤 浩  
林政部技監 岸 功規 林政部参事 金丸 悟  
森林政策課長 渡邊 文昭 森林整備課長 伊川 浩道  
林業振興課長 堀内 直 県有林課長 江俣 尚厚  
治山林道課長 山口 義隆

環境・エネルギー部長 齊藤 武彦 環境・エネルギー部次長 保坂 一郎  
環境・エネルギー部技監(環境整備課長事務取扱) 中川 直美  
環境・エネルギー部参事 村松 修一  
環境・エネルギー政策課長 大森 栄治 大気水質保全課長 野中 俊宏  
自然共生推進課長 小野 富夫

県土整備部長 椎葉 秀作 県土整備部理事 秋山 久  
リニア推進監 渡辺 和彦 県土整備部技監 若尾 洋一  
県土整備部技監 立川 学 県土整備部技監 大澤 光彦  
総括技術審査監 蛸原 秀典 県土整備総務課長 柏原 隆仁  
建設業対策室長 藤森 淳 リニア整備推進室長 吉野 一郎  
用地課長 竹内 亮 技術管理課長 殿岡 徳仁  
道路整備課長 保坂 和仁 高速道路推進課長 新藤 祐一  
道路管理課長 内藤 広 治水課長 山川 秀人  
下水道室長 金子 英人 砂防課長 山本 佳敬  
都市計画課長 五味 勇樹 景観まちづくり室長 吉野 正則  
建築住宅課長 武藤 勉 住宅対策室長 米山 文人  
営繕課長 久保 正樹

議題

(付託案件)

- 第76号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件
- 第77号 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例中改正の件
- 第80号 令和6年度山梨県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第81号 令和6年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算(第1号)
- 第83号 令和6年度山梨県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、林政部、環境・エネルギー一部関係、県土整備部関係の順により行うこととし、午前10時から午前11時58分まで林政部、環境・エネルギー一部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後1時から午後2時58分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 林政部、環境・エネルギー一部関係

※第77号 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例中改正の件

質疑

(山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例について)

小沢委員 御説明ありがとうございました。山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例について、設計基準を見直すとのことですが、具体的にどのような内容なのかお伺いします。

伊川森林整備課長 まず、条例の設計基準におきましては、森林法に基づく林地開発許可基準に準じ、樹林地等の保存すべき土地の割合を規定しておりまして、樹林地は造成区域全体の50%を確保しつつ、40%は開発前の状態で保存することとしてございます。これに加えて、溶岩地帯の樹林地や、工事により植生の回復が困難な土地については、その50%、樹林地以外についても、その30%を開発前の状態で保存することとしてまいりました。今回の改正は、これらの規定を削除し、森林法と同程度の基準とするものでございます。

次に、擁壁につきましては、造成事業による災害防止を図るために設置するものとしまして、設計基準によりまして、鉄筋・無筋コンクリート擁壁並びに練り積み石擁壁

など、一般的な工法のみを認めてまいりましたが、今回、国土交通大臣がこれらの擁壁と同等以上の効力があると認めた工法について追加するものでございます。

小沢委員 改めて今回の改正に至った理由についてお伺いします。

伊川森林整備課長 現在のポストコロナ社会におきましては、自然の中で楽しめるゴルフは、3密のリスクが少ないという理由から人気が拡大するなど、社会情勢の変化が見られます。また、一般的な造成事業におきましては、技術的進展を背景としまして、国土交通大臣が認定した新たな工法による造成事業が認められておりまして、災害への安全性を確保した上で、施工性や経済性、景観配慮などの点から、より合理性のある計画が可能となっております。

こうした中、令和5年2月議会におきまして、県土の強靱化と高付加価値化を推進するためには、これまでの県内一律のゴルフ場規制について、その運用を合理化し、良好な地域環境を確保しつつ、民間による適切な投資を取り込んでいくべきとの提言をいただいたところでございます。

このような状況を踏まえまして、市町村の状況や意向を聞き取るなどの検討を行いまして、自然環境との調和が図られる開発に限り、雇用の創出や交流人口の増加など地域の振興につながるものとし、昭和60年以降継続してまいりました新規開発を実質的に凍結する運用を見直しまして、併せて、より合理性のある造成計画が可能となるよう、条例を改正することとしたものでございます。

小沢委員 ありがとうございます。今回の改正とともに、ゴルフ場規制の運用を見直すとのことですが、ゴルフ場開発解禁との新聞報道もあり、県民からは、今後かつてのような開発ラッシュが生じまして、自然環境の悪化につながるのではないかという心配する意見も出ております。経済の振興は重要であると思えますけれども、大規模な開発により自然豊かな本県の魅力が失われることはあってはならないと考えますが、どのように対応をしていくのかお伺いいたします。

伊川森林整備課長 ゴルフ場開発というものは、条例により、事前協議と設計確認の2段階で審査することとしておりまして、まず、事前協議において、災害や水害の防止、水の確保や自然環境の保全、騒音などの生活環境の保全、加えて、事業の実現性や地域振興といった要件を満たしているか、厳正に審査することとしてございます。その上で、今回の改正におきましては、全ての関係市町村の同意を許可基準に明確に位置づけまして、同意がない場合は不許可とする規定といたします。

このように規定を見直す一方で、今後のゴルフ場開発は、災害の防止や環境の保全が図られ、かつ地域の意見を最大限尊重した計画のみを受け入れることとしまして、また、造成事業の実施におきましては、完了まで県が確実に検査するなど、秩序ある開発の下で良好な地域環境の確保が図られるよう、しっかりと指導してまいります。

清水委員 現行と改正後の中で、保存すべき土地の割合というところでお尋ねしたいのだけれど、該当する土地は、どのぐらいの面積が該当するのでしょうか。

伊川森林整備課長 委員の御質問は、例えば、樹林地、森林ということであれば、その森林面積ということによろしいでしょうか。

清水委員 土地の割合という表現があるけれど、この土地の割合の面積、今までマルだったのがバツに、削除という形でバツになっていますよね。そこがどのぐらいの対象面積かという質問です。

伊川森林整備課長 それぞれゴルフ場の造成計画によりまして、コースが例えば100ヘクタールということであれば、その100ヘクタールに対しての割合ということで算出をいたしますので、個別の具体的な数字ということは、申し訳ありません、ここではお答えが難しいかと思います。

清水委員 では、次の質問に入ります。国土交通大臣認定擁壁とあるのですが、具体的にどういう内容を言っているのかお話しいただけますか。

伊川森林整備課長 今回、国土交通大臣が認定する擁壁と申しますのは、先ほどの説明にも少し触れましたが、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行令17条におきまして、国土交通大臣が認定する擁壁という位置づけでございます。

具体的な内容としましては、無筋コンクリートや鉄筋コンクリート、練り石積みなどの従来工法以外のもので、例えば、コンクリートのパネルなどでできた直角に建てられるような擁壁、また、それに類する大型のブロック積みを積み上げるような擁壁です。この擁壁というものはどういったものかと申しますと、従来の工法に比べまして、例えば、その設置をする部分での基礎部分の掘削が最小限になるとか、その擁壁部分の景観が配慮されたものであるとか、さらには、当然のことながら安全性が十分に確保された、安定計算などの資料が国のほうに示されて、そこが認定された擁壁といったものでございます。

清水委員 ゴルフ場造成事業の適正化というテーマで今お話しさせてもらっているのですが、先ほど土地の割合をお聞きしました。擁壁の中身なのですが、今回この適正化に関する認定擁壁を取り組むというか、対象にしたその背景というのは、どういう背景だったのですか。

伊川森林整備課長 これまで条例の中で認めてまいりました、いわゆる一般的な工法である鉄筋・無筋コンクリート、ブロック積みといった擁壁でございますが、当然のことながら、これまでの十分な実績と安全性が確保された擁壁、構造物である一方、造成事業をより合理的に、かつ経済的に行うためには、新たな工法による提案というものが、今回の規制の

運用合理化という中では、より経済合理性を追求した計画の提案につながるのではないかと、この規制運用の合理化に合わせて、より幅広い設計、自由な設計ができるように、この擁壁についても認めることとしたものでございます。

加えて、宅地造成及び特定盛土等規制法の中では同様の考えで、造成事業において、災害防止などを図る上で、より合理的な設計ができるよう、この擁壁についても認めているという趣旨でございます。

向山委員 何点かお伺いしたいのですけれど、まず、既存のゴルフ場の数を確認したいと思います。

伊川森林整備課長 現在、本県のゴルフ場につきましては、41施設となっております。

向山委員 確認ですけど、事前協議中、または、これから造成を計画しているようなものは、今ありますか。

伊川森林整備課長 今現在、この条例に基づく事前協議、また、それ以前に御相談いただいているものは、ございません。

向山委員 先ほど課長の説明の中で、コロナ禍もあってアウトドアなどの3密を回避するスポーツが増えてきたということで、実際に利用者数はどの程度増えているか確認をしたいと思います。

伊川森林整備課長 本県のゴルフ場利用者数につきましては、ゴルフ場は、ゴルフ場利用税を徴収する関係で、その税の徴収状況から人数が把握されてございます。これを見ますと、令和5年度ですけれども、まず利用者数でいきますと、176万4,000人余りが本県の利用者数でございます。

なお、利用者数でございますけれども、コロナ禍前の令和元年の統計値と比較したものがございまして、令和元年の総利用者数は159万6,000人余りとなっておりまして、これと対比しますと、現在111%ということで、増加の傾向でございます。

向山委員 ありがとうございます。ゴルフ場利用税については、自分でも調べて、令和4年度ベースで平成25年度ベースより少し欠けるぐらい、10年前の数字に下がって、再度伸びてきたという状況だと思いますけれども、今回総量規制を外すということで、これからのゴルフ場利用者数、あるいはゴルフ場の需要数を、今、林政部としては、これから右肩上がり伸びていくという試算の下に計算をされているということよろしいでしょうか。

伊川森林整備課長 今回のゴルフ場利用者数につきましては、これは、これまでの増加傾向を捉えまして今回の判断に至ったものでございまして、今後何%伸びていくかということにつ

いては、試算してございません。

向山委員            その中で、過去の部分も含めて確認をしたいのですけれども、環境首都を天野県政で掲げて、その前の田辺県政で条例ができて、14年余りたってからの望月県政でこの総量規制をかけたということで、そもそもこの2%という数字がどういう基準で、どういう形で2%をかけたのか、お伺いしたいと思います。

伊川森林整備課長   総量規制を本県で実施しましたのは、昭和60年ということになりまして、この時点でゴルフ場の開発が、事前協議なども含めて進んでいたものが、現在と同じ41施設ございました。この時点で、県土面積の1.1%がゴルフ場の開発面積として計上し得るというものでございました。

                      一方で、このゴルフ場開発が昭和60年当時、第3次ブームを迎える中で、その時点で、協議中のものも含めてですが、これを超えてゴルフ場の計画がございました。これらの状況の中で、今後のゴルフ場開発が、やや地域に偏りがあり、1か所に集中する傾向がございました。

                      少し補足をしますと、県全体では1.1%という話をしましたが、条例の制定が48年であり、昭和60年までの間に、既に市町村における開発面積が既にこれを大きく超えている市町村もございました。こうした中で、県土全体の面積は1.1%ということを踏まえまして、その上位であります2%を当時設定したということでございます。

向山委員            今、課長から御説明いただいて確認できたのですけれども、昭和60年当時、秋山敏明先生の質問に望月知事も答えていまして、1か所に偏在をしてしまう、特に東部地域、富士北麓地域に対しての開発を、市町村の規制の中で枠をかけるという認識で自分もいるのですが、それを今度6%に引き上げることによって、ここの部分の今までの考え方との整合性をどのように図っていくお考えでしょうか。

伊川森林整備課長   今回のゴルフ場規制の運用合理化という部分につきましては、当然良好な地域環境の確保が図られる限りにおいてでなくてはなりません。こうした中で、なぜ6%かという話ですけれども、この60年当時、総量規制をした、なおかつ、その当時、県下で4分の1程度の市町村につきましては、既に、制定しました2%に達しておりまして、これ以上の開発はできないという状況でございました。

                      ただ、先ほど御説明したとおり、規制運用の合理化を図りまして、良好な地域環境の確保が図られる限りにおいては、民間の投資・開発を促しまして地域振興につなげていくことも有効ではないかという考え方の中で、今の市町村における開発状況を確認する中で、当時4分の1だったものが、現在の市町村に統合された中でも4分の1程度という数字は変わらないのですけれども、この中でも一切の新設・増設等ができない、これらのものについても、各市町村の区別なく、開発の機会を検討可能とするという数字は6%となっております。

向山委員 全市町村で開発ができるようにということですが、今、一番パーセンテージが高いところは、どこの市町村で何%か確認したいと思います。

伊川森林整備課長 現在、最も高い開発面積につきましては、都留市となっております、4.9%でございます。

向山委員 都留市が4.9%であっても、6%にすれば、都留市も開発が可能だということ、ある程度の枠を定めたというのは、今、確認ができました。その上で、この前の答弁でもありましたけれども、アンケートを市町村に実施をして、回答を得ているということで、賛成・反対の市町村あった中で、3つの市町が懸念を示したということですが、その内容について確認をしたいと思います。

伊川森林整備課長 今回の規制運用合理化に当たりまして、各市町村に対してアンケートをした結果、3市町村、懸念を示されたという御質問でございます。内容につきましては、やはり自然環境の保全が図られていくのかという御意見をいただきまして、その後、方針を定めた後に、改めてこの市町村に対して説明をし、御理解を得たところでございます。

向山委員 いずれも自然環境の保全についての懸念だということで、現状は説明を改めてして、条例改正の前ですけれども、理解は得ているということによろしいでしょうか。

やはりポイントは、1993年、千代田湖の不同意のときもそうですけれども、市町村と県の方向性をどうやって図っていくか。あのときは最終的に最高裁で県が負ける形になってしまいましたが、たしか明確に甲府市が不同意という方向性を出していない部分もある中での最高裁判例になってしまったと思いますけれども、今回、開発があった場合、市町村と同意・不同意の確認を、どういった経過で行っていくのかは、この条例においてはどう定めているか確認したいと思います。

伊川森林整備課長 平成5年になりますが、千代田湖訴訟の内容については承知しております。市町村の同意・不同意の不明確であった部分が、争点であったことは承知しておりまして、今後の市町村の同意・不同意の部分について、条例の中では、同意をするに当たっては、その同意基準というものがございます。災害の防止や水害の防止、生活環境の保全、環境の保全といった項目がございしますが、どの部分で同意なのか不同意なのか、きちんと意見をいただいて、明確に同意・不同意についての意見をいただくことを、条例における審査基準に当たる運用基準の中で定めてまいります。

向山委員 今回、条例改正に合わせた運用基準の変更の中で、明確に市町村にそこを確認してもらうことは確認できたので、安心できる部分だと思いますが、一つだけ。条例改正ではないので、運用基準は内部規則で変えられるということで、議会を通さないまま、現県政であれば方針は変わらないと思うのですけれども、例えば、5年後、10年後に大

きな政策転換の可能性もあるので、運用基準の変更の際には、議会にもきちんと報告をするということを徹底していただきたいと思います。そこはいかがでしょうか。

伊川森林整備課長 今回の規制運用合理化と、その延長線上にあります運用基準の見直しがございます。なので、今回の規制運用合理化は、委員御指摘のとおり、非常に大きな方針転換であることは承知してございます。今後、運用基準と大きな方針の見直しにつきましては、きちんと説明をさせていただきたいと考えてございます。

向山委員 ありがとうございます。ぜひ、その運用基準の変更であっても、議会の中で議論の場があれば、県民の皆さんの意見も含めて、市町村の意向も含めて、議会で議論ができると思いますので、そこはお願いをしたいと思います。

当たり前のことですが、ここだけは確認をしたくて、今回の条例改正によって、県土の保全あるいは環境を守るという大前提のこの条例の理念自体が変わったわけではないということで、あくまでその前提に立った中での開発部分については、一定程度の柔軟性、弾力性を持ってやるための今回の改正という認識でよろしいでしょうか。

伊川森林整備課長 本条例は、制定当初から、本県の地域環境を踏まえまして、災害防止を図り、なおかつ良好な地域環境を確保するため、秩序ある開発というものを条例の中で規制していくという趣旨は変わりません。なので、条例の運用におきましても、当然のことながら災害の防止、環境の破壊ということがないように、しっかりと運用をまいります。

名取委員 まず、林政部長に確認しなければならないことがあります。一昨日の菅野議員の一般質問の再質問で、今回の条例改正は、特定の開発行為を想定したものではないかとただしたのに対して、部長は「何ら根拠のあるものとは思えず、質問の意味が理解できない」と述べました。しかし、菅野議員はその際、6月11日の知事記者会見で、知事が「可能性がある話として、県東部地域でコースの増設の要望があり、あわせて、高付加価値な宿泊施設も考えているような構想があると聞いている」と述べていたことを根拠に、特定の開発行為が想起されると指摘をしたわけですが、これを根拠がないとおっしゃっているのでしょうか。それとも、知事の発言自体に根拠がないとおっしゃっているのでしょうか。この後の質疑にも関わりますので、まずお答えいただきたいと思います。

入倉林政部長 私の記憶では、菅野議員の質問は、特定の業者のために今回の改正をしたのかという質問だったと思います。それはよろしいですか。そう思いましたので、特定の業者のために今回の制度改正をしたのかという質問の意図が、どういう意味なのか分からない。

私は答弁で、なぜこのタイミングで制度改正をしたのかということについてお答えをしました。議会の提言があつて、そういう経緯も全て述べて、こういうタイミングで、だから改正に至ったのだということを述べたはずです。

それにもかかわらず、それとは違う、特定の業者のために制度改正したのかという

質問が来れば、どういうことですかと聞くのは当然だと思います。

名取委員       あらゆる疑念を払拭しなければいけないという立場で、知事が6月11日に先ほど紹介したような発言をされていたので、そういう心配はないのですかということ根拠として示して再質問しているわけですよ。根拠ではないのですか。知事の発言ですよ。

入倉林政部長   特定の業者のためというのはどういう意図なのかというのは、分からないではないですか。分からなくて、その根拠というのは、知事の根拠というよりも、何の根拠で、特定の業者と何かよからぬことをという意図なのですかと。そんな根拠はないでしょうと。そういう意図でございます。違いますか。

名取委員       ちょっと冷静に質問、再質問のないように、もう一回紹介しますから、冷静に聞いてほしいのですけれども、知事が6月11日の記者会見で、「可能性がある話として、県東部地域でコースの増設の要望があり、あわせて高付加価値な宿泊施設も考えているような構想があると聞いている」とおっしゃったので、条例改正に当たっての記者会見の質問の際にですね。そのように答弁されたので、これを受け取れば、今回の条例改正は、何かもう話が出ていて、それを許可するために条例改正するのではないかと読み取れるということで、先ほど菅野議員が「何か特定の開発を想定したものではないのですか」と、ただ聞いただけじゃないですか。それに対してちゃんと答えてもらえればいいです。

入倉林政部長   そのようには、当時、取れなかったものですから、そう答えただけです。そういう特定の業者を想定したものかということであれば、そうではない。当然そんなことはあり得るはずもないということでございます。

名取委員       議場でのやり取りなので、ちょっと聞き間違いもあったかもしれませんが、こちらはちゃんと根拠を示して再質問していますので、根拠がないとおっしゃった答弁については訂正をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

入倉林政部長   根拠というのは、先ほど申し上げたように、知事のということであれば、知事のその会見を私は否定しているつもりは全くありません。

名取委員       今日、委員会の場合なので、議事運営に関わることでもあるので、これ以上やりませんが、知事の発言を根拠に私たちは質問をしているということをご理解してほしいと思います。

では、改めて確認しますが、知事の記者会見での発言は、特定の開発行為を想起させると私たちは思いますけれども、そちらとしては、条例改正はそういった意図はないということで、まずよろしいでしょうか。

入倉林政部長 そのとおりでございます。

名取委員 では、本当にそうなのかということ、条例改正の中身から見ていきたいと思いません。

まず、条例の中でゴルフ場等としているわけですが、この等とは何が含まれるかお答えください。

伊川森林整備課長 ゴルフ場等は、レジャー施設とその他レジャー施設等を含みます。具体的には、アーチェリー場ですとか、その他になります。

名取委員 それでは、先ほどもお話が出ていますが、市町村面積の上限を2%から6%に引き上げるということでしたが、この面積比率については、どこに記載されているのでしょうか。条例の中には見当たりませんが、お答えください。

伊川森林整備課長 総量規制におけます面積の比率につきましては、これまでも運用基準の中で定めてございます。

名取委員 運用基準は、今回の議決の対象にならないということでしょうか。

伊川森林整備課長 御質問のとおりでございます。議決の対象とはなりません。

名取委員 先ほど向山議員からも、運用基準の取扱いについては、議会にしっかり説明をしていただきたいということでありました。私もそう思います。それで、ただ、議決の対象になりませんが、この2%から6%への上限を上げるということに関わることで、運用基準についてもきちんと議会に資料として頂きたいということで、資料請求したいのですけれども、諮っていただければと思います。

桐原委員長 ただいま、名取委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に資料要求をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

桐原委員長 執行部に申し上げます。ただいま、名取委員から要求のありました資料につきまして、資料作成後、提出を願います。資料はいつまでに用意できますか。

伊川森林整備課長 現在、運用基準の改正の作業をしているところでございまして、この決裁をもちまして資料の提出になりますので、その決裁後ということをお願いいたします。

桐原委員長 それでは、よろしく願いいたします。

議員各位にお諮りいたします。名取委員の質疑に関する回答について、資料の形で後日提出するということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

桐原委員長 それでは、よろしくお願ひいたします。

名取委員 取扱いありがとうございます。

続けて、条例改正中、別表第1の設計基準で、樹林地等の区分から3の溶岩地帯の規定と4の樹林地以外の土地の規定を削除するのはなぜか。これらの土地では開発規制がなくなってしまうと思うわけですが、御説明をお願いします。

伊川森林整備課長 樹林地は今現在50%、そのうち、現状のまま保存すべき土地の割合は40%、加えまして、溶岩地帯、その他工事により植生回復困難な土地についての割合を定めている。今回、この加えての部分を削除します。もう一つは、後で説明します。

この理由ですけれども、そもそも溶岩地帯の樹林地という定義でございますが、今、溶岩地帯の樹林地といいますのは、本県におきましては、富士五湖以南、県境ということであれば富士山までになってございまして、ここにおけます樹林地というものは、イコールそのまま溶岩地帯の樹林地となります。この部分については、そもそもこの樹林地の中に包括されるということで、ここについては規定の整理をする必要があるという理由でございます。

次に、その他工事により植生回復が困難な土地の部分につきましてですが、これは森林法におきましても、このその他工事により植生回復が困難な土地につきましては、そもそも樹林地、森林として残すということを原則としてございまして、ここも森林法に包括されるということで、ここも整理をさせていただきたいということでございます。

次に、樹林地以外の土地の3割を保存すべきというものでございまして、ここには原野、雑種地、農地等という説明をしましたが、その他、水面、道路、その他の土地一切を含むものが、樹林地以外の土地でございます。この部分を3割そのまま現状として保存するというにつきましては、そもそも合理的で、災害防止などが図られる合理性のある計画というものを考えるにおいて、むしろ、かせになるのではないかという判断の中で、ここも整理させていただくというものでございます。無論、樹林地以外の中で厳正に保存すべき土地などがあれば、それは当然のこととして残すべき土地として、また、運用基準の中で細かく定めてまいりたいと思っております。

名取委員 今回の条例改正については、自然保護と調和を図りながらということが繰り返されているわけですけれども、先ほどの樹林地等の区分の中で規定を緩和してしまって、自然保護が本当にできるのでしょうか。もう一度その認識を伺います。

伊川森林整備課長　ゴルフ場の開発におきましては、当然にして大規模な開発でございます。この中では、様々な環境への影響等も考えられることから、当然にして事業の事前協議の中で、災害の防止や水害の防止と併せて、生活環境の保全や自然環境の保全が具体的にどのような図られる計画であるかということ、事前協議の段階でしっかりとチェックをしております。この中で、さらにその影響についてどのような対策が取られるのかを見て、事業の実施が確実であるのかを確認する中で、良好な地域環境、この場合、委員御質問の自然環境の調和が図られるかということを確認してまいります。

名取委員　先ほど、今回の改正においては、全ての関係市町村の同意を、許可要件として明確に位置づけると。これは部長が一般質問の答弁でおっしゃったことですが、それは条例上に書き込まれるのでしょうか。

伊川森林整備課長　関係市町村の同意の部分は、まず、規定の中では、条例の中に位置づけをしまして、この同意の取扱いの部分について運用基準、これは審査基準、いわゆる許可基準です。この中で明確に位置づけをしております。

名取委員　市町村の同意というのは、条例のどこに記載されるのでしょうか。

伊川森林整備課長　条例の中では、第5条の中で意見聴取、知事はまず事前協議の段階で同意をするに当たって、関係があると認める市町村長の意見を聞かなければならないとなっております。

名取委員　先ほど向山議員も、市町村の開発の今の状況をお聞きして、一番高かったのは都留市の4.9%という回答がありましたが、県内全ての市町村の今の状況が何%になっているのかということで、これを一覧表で、面積の実数も含めて一覧表で資料で頂ければと思いますが、お諮りいただければと思います。

桐原委員長　委員各位に申し上げます。ただいま名取委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

桐原委員長　執行部に申し上げます。ただいま名取委員から要求のありました資料につきまして、資料作成後、提出を願います。資料はいつまでに用意できますか。

伊川森林整備課長　速やかに確認をしまして、用意をいたします。

討論

名取委員 私は、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例中改正の件について、反対の立場から討論いたします。

今、質疑の中で、条例改正の内容のうち、別表第1で削除の対象としている部分に、「工事により植生の回復が困難な樹林地」とあるように、自然保護と調和を図ると言いながら、貴重な自然に手を加える可能性があります。条例でそれらの事項を規定していたものを削除するということは、自然保護の観点から後退であると考えます。また、自然保護との調和を図ると求めてきた議会の提言にも反することから、この部分についても反対をします。

もう一つ、冒頭紹介した知事の記者会見での発言。部長からは、今回、特定の開発を想定したものではないという答弁がありましたが、知事の記者会見の内容は、かなり具体的な地域名、また、施設の建設の計画等も含めて、かなり具体的なものであります。この条例改正が特定の開発行為を念頭にした可能性が、まだ拭いきれません。

以上のことから、本条例改正については反対いたします。

向山委員 本条例改正について、賛成の立場から討論をいたします。

質疑の中でも確認をさせていただきましたが、1973年、51年前につくられた本条例の趣旨は変わらず、半世紀にわたって、県内の森林の保全と、また自然環境を守るという趣旨で、一定の効果を上げてきた条例だと承知しております。その中で、当時の51年前のこの条例をつくったときと変わって、国としての法整備もかなり進んできている部分があると思いますし、今回の森林法の適用ということは、国の基準の中で、その中で自然環境を守っていくというところを、しっかり守った上で、県としての柔軟かつ弾力的に運用するということだと認識をしています。

加えて、質問の中でも確認をさせていただきましたが、平成初期の千代田湖ゴルフ場訴訟に見るような部分の反省もしっかり捉えて、市町村の同意をしっかりと運用基準の中で図っていくと。かつ、昨年のアンケートを取った段階で、懸念を示していた市町村を含む全市町村に説明をして、一定の理解をいただいているということが確認できました。であれば、この運用基準をしっかりと議会に、変更があった場合についても、きちんと御報告をいただける、あるいは協議をさせていただくところも確認できましたので、市町村の意向を最大限尊重して、県と市町村が一体的に地域の発展と、また、自然環境の保存をしっかりと図っていくことを約束をさせていただいたと私は思っています。

以上を鑑みて、昨今のゴルフ場利用者の増加も鑑みて、運用をしっかりと県が全体を見回しながら今回の条例改正を行うことに賛成をしたいと思います。

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第80号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条

債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(環境整備事業団改革プラン策定事業費について)

浅川委員

ただいま説明をいただきました課別説明書の環の4ページの環境整備事業団改革プラン策定事業費について、何点かお伺いします。

明野処分場は、私の地元である北杜市にあり、建設地の選定から地域を二分するような大変厳しい中で操業開始があり、それから、その間いろいろな問題もありましたが、閉鎖して、現在の維持管理に至るまで、これまでの経過を十分承知しております。私はこの間、地元議員として、明野処分場について、地元の住民を第一に考え取り組んでまいりました。今年の1月に当委員会が現地調査をしたときに、地元議員としても参加させていただいて、要望活動の発言もさせていただいたところです。昨年8月10日には、北杜市長とともに当時の部長を尋ね、明野処分場の維持管理について、県が責任を持つて対応するよう要望したところでもございます。

そこで、まず、本事業を予算計上するに至った経過や考え方についてお伺いします。

中川技監（環境整備課長事務取扱） 明野処分場については、埋立地からの浸出水に含まれるほう素、そしてマンガン、この2項目が公害防止協定に定める排水基準に適合せず、環境整備事業団の第4次改革プランで予定しておりました令和6年度末の維持管理終了ができない状況でございます。このため、明野処分場の将来の見通しが立たず、地元の皆様が不安を抱えていることから、しっかりと見通しを立てるためにも、必要な予算を計上させていただくことといたしました。

浅川委員

今回の事業に、事業団が新たな改革プランを作成するとのことですが、具体的な事業内容について説明をお願いします。

中川技監（環境整備課長事務取扱） 本事業では、最終処分場の専門家で構成する検討委員会を新たに設置いたしまして、必要に応じて水質調査を行う中で、最新の知見や客観的な根拠に基づき、将来の見通しなどの検討を行うこととしております。その結果を踏まえまして、来年度から新たに始まる事業団の次期改革プランを策定してまいります。

浅川委員

雨が降る限り必ず浸透してしまうので、やはり雨水が入らないような状態をつくっていかねばならないと思います。雨が入る以上は、いろいろと計画を立てても、何年先なんて限定できないでしょう。基準をかなり厳しくしてあって、国の基準を大きく上回る基準を立てていますね。それは、協定の中でそういう取り決めをしたのだから、これは守っていかねばならない。例えば、あそこに太陽光パネルを張るなどして、雨水が入らないようにしてやるようなことを検討委員会等々とも相談すればいいかなと思うし、また、もう一つ前向きな発想としては、米倉山のようなP2Gシステムを考えるような形にしていけないと、いつまでたっても大丈夫だとは言いきれないでしょう。

だから、その辺りもまた検討材料としてできるのであれば、少し話をしてみてください。地元の委員会がかなり厳しい人たちで構成しておりますし、これは村を二分しており、いまだに明野処分場反対という看板がいっぱい各所に立っておりますので、この辺も配慮していただきたいと思いますが、どうですか。

中川技監（環境整備課長事務取扱） 委員のただいまの御質問でございますけれども、今、処分地に降った雨が廃棄物の層を通して、それが浸出水となって、そこに含まれるほう素、マンガンの2項目が基準に適合する見通しが立っていないという状況の中で、今回の検討委員会では、まず、この2つのほう素、マンガンについて、将来的な見通しがどうなのかということ、学術的な見地から議論することとしております。

委員から御意見のございました太陽光であるとか、P2Gとか、このような土地の上部の利用につきましては、次の段階として、しっかりと委員の御意見を受け止めさせていただきますまして、地元の皆様と相談をしてみたいと思います。

浅川委員 今、議論になっているのは、県の事業団に対してのこれからの取組ということで、私どもは大変危惧しておるところでございますが、この辺りについては、地元の1月の現地調査のときは、あまり前向きな話ではなかったのですが、この辺りは今後どのように考えているのですか。

中川技監（環境整備課長事務取扱） 委員の先ほどの御説明の中で、1月の現地調査ということでお話がありましたが、確かにそのときに来年度以降、県職員の派遣について県から御説明をさせていただいたことについて、県の派遣については地元の住民の方が大変心配していることであって、引き続き県職員を派遣して、従前どおり維持管理をしていってほしいということで、地元の皆様や浅川委員をはじめとした議員の方々から、御意見を頂戴したところでございます。

明野処分場の維持管理については、そういった地元の皆様の理解を得ながら進めていくことが、非常に大事なものだと考えております。このため、先ほど1月の現地調査のときに一番問題となった県職員の派遣につきましては、継続する方向で検討をさせていただきたいと考えております。今、そういった方向で調整しているところでございます。

浅川委員 大変ありがとうございます。地域の人たちも、そのことが一番、今、問題になっておまして、私どもも地元の県議としても非常に危惧しており、このことは体を張って対応していかなければならないと思っておりますが、環境整備も含めて、この辺りの取組についての見解がございましたら、部長に発言をお願いします。

齊藤環境・エネルギー部長 私、環境・エネルギー部長、また次長、環境整備課長と、明野処分場を所管する幹部3人が、この新年度に交代をいたしました。4月以降、改めてこの部の中で、明野処分場に対する県のスタンスについて議論をしながら進めてきたところであり

ます。その過程について御説明させていただければと思います。

まず一つ、この明野処分場でございますけれども、当時、産業界、経済界、また市町村の協力をいただきながら、県が計画をいたしました。県が地元の皆様方に御説明をし、お願いをし、また、地元の方々の苦渋の決断をいただきながら建設をしたものでございます。その後、紆余曲折を経ましたけれども、維持管理をして今に至っていると、こういう施設であります。

もう一つ、PFOS等の新たな課題についてであります。昨今、テレビ、新聞、雑誌等々、マスコミで報道されております。一部のマスコミでは、PFOS、PFOA、その総称としてPFASという言葉が使われておりますけれども、現状、国が産業廃棄物最終処分場に求めている基準にはない新しい課題であります。また、地元の方々とお約束をした協定の中にも入ってはおりません。ただ、私どもは、新たな課題であっても、県としてしっかり向き合っていく必要があるのではないかと考えているところであります。

したがって、この明野処分場は、設立の経緯から、現状、環境整備事業団が管理を担っているところではありますけれども、県が最後まで責任を持って維持管理を行っていく施設という認識でおります。この基本姿勢に立ちまして、私どもは、住民の方々の健康、また、周辺環境の保全を第一に、今後とも適切に対応してまいりたいと思っております。

浅川委員

いろいろありがとうございました。ぜひ、今の発言を私は深く信じて、また、見守らせていただきたい。どうもありがとうございます。

(地球環境問題対策費について)

清水委員

環の2ページの地球環境問題対策費7億円余の事業について、何点か質問させていただきます。

県有施設のLED照明の整備事業ということで、多額の計画をされておりますけれども、今回は、県有施設において、LED化によってCO<sub>2</sub>削減を図っていくという事業だと思います。このLED照明機器の整備の進捗状況について、まずお尋ねいたします。

大森環境・エネルギー政策課長

LED照明機器の整備の進捗状況でございますが、まず、本庁舎につきましては、令和4年度に庁舎管理室によって、リースということで整備が済んでおります。知事部局の出先機関につきましては、環境・エネルギー部で一括して予算計上ということでLED化を進めております。先ほど説明をさせていただきましたが、全体を4つの工期に分けて、現在3工期目となっております。令和5年度から始めて、来年度、令和7年度までに整備を完了する予定でございます。

清水委員

脱炭素は世界的なテーマで、今回は知事部局の出先機関が対象だということですが、具体的には、温室効果ガス削減に、数字的にどの程度寄与するのか、そこについて見解をお願いいたします。

大森環境・エネルギー政策課長 まず、LEDの整備を始める前に、LED化による電力削減調査を行いました。この調査によりますと、今回4期、全ての整備が完了した場合、温室効果ガスの削減量は約2,000トン。一般家庭で大体8,000世帯分の1年間の削減量になります。

清水委員 ありがとうございます。今回は、知事部局の出先機関がターゲットになっていると承知しておりますけれども、それ以外の県有施設についてはどのような状況かお尋ねいたします。

大森環境・エネルギー政策課長 LEDの照明整備につきましては、各庁舎管理者が行うのが原則ということで、今回の知事部局以外につきましては、教育委員会、公安委員会、企業局がそれぞれ取組を行っております。2030年度までに導入をしていくことになっております。例えば、教育委員会につきましては、本議会6月議会におきまして設計費を計上しておりますので、設計ができ次第、順次工事に入っていくと聞いております。

清水委員 今回のLED化の取組について、県全体が目指すべき脱炭素の目標に対して、どのような達成率を予測されているのかお尋ねいたします。

大森環境・エネルギー政策課長 全ての県有施設全体の温室効果ガスの削減量につきましては、先ほどの電力削減調査で行っております。約6,600トンの削減が見込まれる予定でございます。県の削減の目標としましては、2021年度から2030年度までの9年間で約2万トンの削減量を目標としておりますので、その約3割が達成できる見込みでございます。

清水委員 残りの削減量はすごい量であると思っておりますけれども、その残りに対してどのように取り組んでいくのか、その辺りをお願いいたします。

大森環境・エネルギー政策課長 残り約7割弱の分につきましては、例えば、県有施設の屋根への太陽光発電の設置を進めていくとか、他には、公用車のEV化を図っていく、あとは、高効率で省エネ性能が高い設備の導入など、施設の更新の際にはそういったものを導入してもらおう。また、職員の意識改革ということで、これは環境・エネルギー部で、職員に向けて、省エネの見える化などで職員の意識向上を図っていきたいと思っております。

清水委員 2030年は、もうすぐ来てしまいますよね。目標を達成できないということは絶対あってはならないし、県の皆さんが県民の先頭に立って引っ張っていくという立場から、しっかりとお願いしたいと思います。

それと、意識改革という言葉がありました。これはずっと前から言われていながら、なかなか盛り上がらない。改革のムーブメントが上がらないということがあります

ので、また新しい切り口でいろいろな側面から見ていかないと、脱炭素はなかなか進まない、身近なものにならないと思うのですけれども、その辺りをどのようにお考えか、最後にお尋ねいたします。

大森環境・エネルギー政策課長 意識改革も含めて、先ほどの太陽光の導入など、あらゆる限りの対策をして、まず、2030年カーボンハーフに向けて取り組み、最終目標であります2050年のカーボンニュートラルに向けて、全力で取り組んでまいりたいと思います。

向山委員 同じ部分で確認したいと思います。LEDの第2工期に関しては、事業者については一括発注の予定ですか。

大森環境・エネルギー政策課長 2工期につきましては、昨年度の12月補正で御議決いただきまして、営繕課のほうで一括発注をして、今、整備中でございます。

(産業廃棄物最終処分場管理事業費について)

名取委員 先ほどの環の4ページの産業廃棄物最終処分場管理事業費に関わってお聞きします。先ほど浅川議員の質問、御指摘を受けて、大変勉強になりました。私、2点ほど確認したいのですが、新たに作成する改革プランは何か年の計画になるのでしょうか。令和7年からのものだと思うのですが、教えてください。

中川技監(環境整備課長事務取扱) これまで事業団の改革プランは、4か年の計画として策定しているところございまして、同じ計画期間を想定しております。

名取委員 もう一点は、先ほど部長からも話が出ましたPFOSのことですけれども、このPFOSへの対策についても、新しい改革プランには書き込んでいくという考えでしょうか。

中川技監(環境整備課長事務取扱) 改革プランは、環境整備事業団の経営改善のために策定するものでございまして、PFOS等については、先ほど部長からも説明ございましたように、最終処分場の排水基準項目に定められているものではございませんが、一方で、今、全国的に社会的な問題で、注目を集めているものでございますので、そうした中で、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

## 討論

名取委員 私は、補正予算に反対の立場から討論いたします。

内容は、林政部所管の林政諸費の中にある県有地の賃料改定に向けた不動産鑑定評価に係る経費についてです。この間も何度かに分けて、富士急行との間の賃料交渉に関わってのこういった不動産鑑定費が盛られてきたわけですが、私たちとしては、既に鑑定は行われているということで、それらを参考に賃料交渉を行えば、こうした経費は必

要ないという立場から、本補正予算に反対いたします。

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第81号 令和6年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第1号）**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※所管事項**

質疑

(ストップ温暖化やまなし会議について)

清水委員 先ほどLED関係の質問をさせていただきました。それに関連しますが、令和3年にオール山梨で、ストップ温暖化やまなし会議を立ち上げました。それは、知事がトップになって、各27市町村がその下について、温暖化対策を2030年に向かってやっ  
ていこうと。令和3年にできて、もう3年たつわけです。絶対にやらなければならない  
内容で、3年が経過しましたがけれども、この目標に対してどう進んでいるのか、全く分  
からない。それについて、御説明をお願いしたいと思います。

大森環境・エネルギー政策課長 2030年度に50%削減に向けての進捗率ということですが、現  
在、最新の県の削減量が、国の統計を元にしてしている関係で、令和3年、2020年のも  
のが最新のものになっております。2020年、令和3年につきましては、基準年であ  
る2013年に比べて約20%の削減となっております。令和3年ですので、4年、5  
年とこれまで取組をしまいいりましたので、さらに削減が図られていると思いますが、  
2030年まで残り6年となっておりますので、さらなる取組を加速させてまいりたい  
と考えております。

清水委員 今の御説明の中でさらなる取組という言葉がありました。もう県民の皆さんが言  
葉自体にかなりマンネリ化してしまっていて、活動自体にもマンネリ化している。だけど、  
地球は、我々が毎日感じているように激変しているわけですね。若い世代にこのような  
ものを提供できるのかといたら、いや、それはノーだと誰だって言うわけだけれど、  
それを何とかもっともっと活性化するためには、県が、約80万県民のヘッドにある県  
の皆さんが、新しい切り口から次々に新しいエネルギーを注入するというをやって

いかないと、県民の皆さんはなかなか動かないですよ。全体のムーブメントが上がらない。

やはり皆さんが毎日毎日仕掛けたり、どうだどうだと言ったりして毎日回るなど、皆さんが活性化しないと、これを達成できないと思うのですが、その辺りの取組について、県の姿勢を伺いたい。

大森環境・エネルギー政策課長 県が率先していくということで、県は、現在、地球温暖化に向けまして、太陽光の導入の促進と再エネの導入の促進、あと、水素社会の実現のための取組を重点的に進めております。例えば、太陽光につきましては、県庁もそうですが、民間の工場や企業に太陽光を載せていただくとか、あと、既存の住宅、一般の個人の住宅に太陽光を載せていただく際の補助などを出して進めております。

また、P2Gにつきましては、今後の可能性もありまして、今議会で農業分野においても、新たに使える可能性も出てきておりますので、水素も視野に入れながら、脱炭素化に向けて県としても取り組んでまいりたいと思います。

清水委員

27市町村あって、その温度差はかなりあると私自身は思っています。結構やっているといるところもあるのだが、それ以外のところはかなり低調でマンネリ化している。

そういうようなところで、先般、脱炭素先行地域100で、山梨県は甲斐市がモデルとして選定されました。それに対して約50億が投入されると。その選定された前提は、山梨県全体に甲斐市の内容を横展開し、山梨県の底上げをするということで、すごくよい。モデルをちゃんと明確にして、そのモデルの事業を横展開する。すごくいいことだが、それが成功しないと駄目ですよ。成功をするために、どのように連携していくのが重要ですよ。甲斐市もやっていると思うのだけれど、ノウハウが少し足りないとか、スキルがそこまでいっていないとか、人材が足りないとか、いろいろな話も聞くわけですよ。だけど、そんなことを言ってはいただけないですよ。

だから、先行地域で甲斐市が選ばれたけれども、それはイコール山梨県の問題ですよ。ですから、皆さんのテーマでもある。我々のテーマでもあるということで、各27市町村を前提に、各市町村との連携を県としてどのように今後やっていくのか。その連携ですね。あなたはあなた、私は私ではなくて、あなたと私は一緒ですよという連携をどうつくり上げていくか、そこについてお尋ねしたいと思います。

大森環境・エネルギー政策課長 御質問の内容は、市町村との連携ということで、確かに市町村では、環境の課と担当部署といっても、ごみを扱っていたりなど、いろんなものがあって、なかなか環境、脱炭素化に回らない部分もございます。

その一方、今、委員が言われました甲斐市につきましては、全国であまり採択されない、大変貴重な脱炭素化の先行地域に選ばれております。県としましては、甲斐市の取組では、幾つかのエリアを先行地域ということで、脱炭素化を強力に進めていくという話を聞いております。一方、そのエリア以外については、県の支援策について支援していくというような形、あと、脱炭素化を進めていくにしましても、県が太陽光を先行

して入れていることでもありますので、そういった技術的な支援もできると思います。

まず、甲斐市の取組を成功させた上で、その成功事例につきましては、県内の市町村に展開していきたいと考えております。やり方としては、それぞれ市町村によっては温度差がございますので、それぞれの市町村の状況に合わせた形で、伴走支援という形で連携を図っていきたいと思っております。

清水委員

最後ですけれども、先行地域100ですから、全国で100あるわけですよね。山梨がそのトップになる、そのぐらいのレベルを私は期待していますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

(産業廃棄物最終処分場について)

寺田委員

私から産業廃棄物最終処分場について、先ほど事業団のことに关しましては、補正予算で浅川委員からしっかり御指摘いただいておりますので、その枠外で、所管で聞かせていただきたいのですが、まず、昨今話題になっている有機フッ素化合物が検出され、また、その後の調査で安全性が確認されたという中で、その経過と、また、どのように受け止めているのかお聞かせください。

中川技監（環境整備課長事務取扱）

PFOSの調査結果でございますけれども、PFOSというのは、処分場の基準には何も設定されていないものでございますけれども、県外などで公共用水域、河川や地下水などからPFOS等が検出されたということで、社会問題になってきているところでございます。

そうした中、これもやはり他県ですけれども、最終処分場の近くの河川からPFOS等が検出されたこともございまして、県としても、公共関与の処分場でございますので、処分場に降った雨を集めた浸出水について調査を実施し、PFOS、PFOAが検出されました。処分場の基準はございませんけれども、検出されたことを受けて、明野の処分場の事業用地内の地下水、それから防災調整池で調査を行いまして、そこでは国の河川とか地下水に適用される目標値、暫定的な指針値ですけれども、50ナノグラムパーリットルという数値を十分下回っている状況でございました。

しかし、防災調整池や観測井の一部からPFOS等も検出されましたので、心配はないのですけれども、念には念を入れてということで、明野処分場の敷地外で事業団が通常モニタリングをさせていただいている地下水、そして、河川水で調査を実施させていただきました。その結果、いずれの地点からも問題のある数値は出てきておりません。機械で測れる限界値がございまして、それが5ナノグラムパーリットルというのが限界値ですが、1か所、河川からぎりぎり5という数字で検出された以外は、全て機械で検出される限界値を下回っている状況でございました。

こうしたことから、明野処分場の敷地外への影響は確認されなかったわけでございますけれども、PFOS、PFOAにつきましては、国が今いろいろと調査、研究を進めておりますので、そういった動向を注視してまいりたいと考えております。

寺田委員 御説明ありがとうございます。取りあえず調査をして、現状は安全性が確認されたということで、一安心しております。ただ、やはり、先ほど予算の中で、浅川委員もおっしゃっていましたが、事業団の役割か県の役割か、心配されるものが規定のあるものなのか、それとも、規定のない有機フッ素系なのかというところは、周辺の住民の方々には関係がないというところでありまして、いずれ雨水がある限り心配されるというところも含めて、しっかり対策を県としてやっていただきたい。

県として産業廃棄物の最終処分場について、現状、明野の処分場がこういう状態の中で、実質、最終処分場については宙に浮いているような状態であると思います。全国で産業廃棄物の最終処分場がない県は、僅か数県であって、また、最近では鳥取、米子で新規に開設されるという話も聞いておりますけれども、その辺りの県としての考え方、県が今後も最終処分場設置に関わっていくのか、もしくは民間に託していくのか、その辺りの考え方をお聞かせいただければと思います。

中川技監（環境整備課長事務取扱） 現在、先ほど委員もおっしゃるように、山梨県では、公共関与による次期最終処分場の整備は凍結という状況でございます。一方で、現在、企業においては、各社いろんな取組を進めていただいております。廃棄物の発生抑制、そして、再資源化の取組を進めていただいている結果、当時と産業廃棄物の最終処分量が大幅に減っている状況でございます。こうした状況からも、現状、公共関与による最終処分場を整備する理由というのは見当たらないと考えております。

寺田委員 ありがとうございます。SDGs、リサイクルも含めて産業界全体が変わってきているということで、当時はつくるべきだったけれども、今、結果として必要性、切迫性がなくなっているという認識だと思います。

これに関しましては、私も納得する部分もありますし、ただ、全く出ていないわけではないという中で、いずれそのときがやってくるのかということも含めて、今後の検討課題として引き続き、現状の安全性も担保しつつ、未来を見据えた検討をぜひお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

（富士急行との賃料交渉について）

名取委員 富士急行との賃料交渉に関わってお聞きします。

先般の一般質問の答弁で、知事も承諾料についての認識を熱く答弁されておりました。まず、確認ですが、この承諾料というのは、富士急行との契約書の中にある第3条のただし書きで、「書面による承認を受けるときは」とあるのですが、これに基づいたものという理解でよろしいでしょうか。

渡邊森林政策課長 契約書の3条ですけれども、基本的に転貸につきましては禁止されているところでありまして、地主であります県の承諾を受けなければならないということになっております。その上で、承諾料につきましては、契約に明示されているというものではございませんが、転貸に条件をつけることは、そもそも賃貸人として県の判断でできるもので

あります。また、本会議での答弁でもされたところでありますけれども、承諾の際に、一定の金銭の支払いを条件とするということは、広く一般的な取引慣行となっております。

加えまして、借地借家法におきましては、別荘地ですのでこの適用を受けますが、地主が転貸を承諾しない場合には、賃借人の申請で裁判所が転貸の許可を出すという制度がございますが、その際、裁判所は、地主と賃借人の利益の公平を図るために、賃借人に財産上の給付、つまり金銭の支払いを賃借人に命じることができるとされています。現に富士急行のウェブサイトを見る限り、富士急行は賃借人から名義変更手数料などを徴収しているということもございまして、こうしたことから、承諾料の支払い義務があるということを求めているところであります。額については協議をしていければと、富士急行のほうには提示しているところがございます。

名取委員 富士急行との間の県有地の賃借料の交渉について、県は、承諾料が生じるという可否を相手方が認めないと、新たな転貸は認めないという立場ということでしょうか。

渡邊森林政策課長 今、富士急行に提示しております条件とすれば、先ほど申し上げました事情等を踏まえまして、承諾料を支払う義務があることを認めれば、委員おっしゃるとおり、額については今後協議ということで、転貸申請には応じると提示しております。

名取委員 では、実際に別荘地の新規の転貸に関わっての活用等が、現状、滞っている現状というのはあるのでしょうか。

渡邊森林政策課長 富士急行で転貸の不動産業務を行っている中で、新しい転貸の申請というものもあると考えられます。その中で、県といたしましては、年明けに協議の中で、先ほど申し上げました条件を提示したところがございますが、当然その条件を提示する前のものについては承諾をしております、その後のものについては、富士急行と転借希望者との間でやり取りはあると承知しております。

名取委員 先ほどの県の立場を踏襲すれば、新規の転貸が、現状、進まない現状もあると捉えます。考え方として、賃借料についても、私ども前から話合いを持って適正な値段にということ求めてきた経過もあります。同じように、承諾料についても、やはり時間をかけて一致点を見いだしていくことが大事だと思います。ただ、それまでの間、個人や民間他社との契約が進まないとか、そういった方々が不利益を被るような事態というのはやはり好ましくないと思いますので、そこは、やはり賃料、そして承諾料の話合いというのは、一致点を見いだすようにやるのだけれども、それまでの間、新たな新規のものは認めないことについては、県としてはそうすべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

渡邊森林政策課長 県のほうで今、提示しております承諾料の額については、協議が続く限り承諾を

するという旨の提案をしております。先ほどのような事情からすれば、承諾料の支払い義務を認めるという条件は、決して過度な提案をしているものとは考えておりません。基本的に、転貸に伴う重要な事項としまして、富士急行で転貸希望者に対しましては、賃貸人であります県の承諾が契約上必要であること、また、必ず承諾が得られるとは限らないということを十分説明するべきであります。そうした説明責任につきましては、県ではなく、賃借人である富士急行にあるものであります。そうはいいまして、県としては、転借希望者になるべく不利益が生じるような事態は避けたいと考えておりまして、富士急行に対しては、希望者に説明を尽くすように求めているところであります。また、県に対しまして問合せがあった場合には、利害関係者に対する県からの配慮ということで、状況の説明を丁寧に行っているところでございます。

入倉林政部長 ただいまの少し補足をさせていただきます。先ほど来言っている委員御指摘の真摯に協議をするというのは、そのとおりでございます。こちらのほうも真摯に協議をしていただきたいと思っているのですけれども、先ほど来、森林政策課長が申し上げているように、こちらから第三者への影響を最大限極小化、出ないようにするために、富士急行に承諾料の支払い義務を認めていただく。金額ではないのです。承諾料の支払い義務をとにかく認めてくれと。それが一つ。認めた上で金額について話し合いたい。それさえやっていただければ、今、委員おっしゃったように承諾をしていきます。ですが、それを一切向こうが否定をしている。承諾の支払い義務はないと。そのようなものは払いませんと言っているのです。話し合いをこちらをしたいのですけれども、できない状況ということですので、その辺りは補足をさせていただきます。決して県が話し合いを拒絶しているわけでも何でもないということでございます。

向山委員 ちょっと確認したいのですけれども、本会議の答弁で、新聞報道についてフェイクニュース、誤報というのがあったのですけれども、これは、どこの部分を指しているのか確認したいと思います。

渡邊森林政策課長 本会議の答弁の中でそういう発言をしたことについては、こちらの提案としましては、先ほど申し上げましたとおり、承諾料については、義務を認める限りにおいては、その額については協議をしていくという提案をしているところです。これに対しまして、報道では、1区画当たり90万円の承諾料を支払わない限り、転貸を認めないと県が通知をしているということですので、こういった事実はないという意味で、知事から答弁したと承知しております。

向山委員 90万円の価格の提示がないということなのか、そもそも価格の提示ではなくて、承諾料自体を支払うことの要求をしていないのか。義務があるということを認めてくれというだけで、支払い自体の要求はしていないのか。その辺りが少し明確に分からなくて、あそこまで明確にフェイクニュース、誤報というのであれば、そこだけ確認させてください。

入倉林政部長 知事が誤報と申し上げたのは、先ほど私や森林政策課長も説明しましたが、幾ら幾ら支払わなければ承諾をしないということは一言も言っていないにもかかわらず、新聞にそのような報道がなされたというところでございます。

主な質疑等 県土整備部関係

**※第76号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件**

質疑

向山委員 今、御説明いただきました条例改正案についてですけれども、県営住宅の入居率は減少していると承知しております。空き部屋も増えていると思いますけれども、現在の県営住宅の入居状況をお伺いしたいと思います。

米山住宅対策室長 現在の県営住宅の入居の関係でございますけれども、建て替え工事などに伴い、政策的に空けている住戸を除いた入居可能な管理個数は約7,100戸となっております。3月末時点で約5,400戸に入居しており、入居率は76%となっております。

向山委員 今回、子育て世帯の入居者の資格の緩和ということですが、子育て世帯の入居状況についても確認したいと思います。

米山住宅対策室長 子育て世帯の入居状況ですが、現在入居している世帯で、同居者に18歳未満の子供がいる世帯は、約1,200戸となります。

向山委員 1,200戸ということは、大体5,400戸入っているうちの1,200戸なので、2割、3割ぐらいだと思います。これから入居を希望する子育て世帯について、今回の改正でメリットがあることは分かりますけれども、既に入居している世帯には、どのようなメリット、利点をもたらすことができるのか、お伺いしたいと思います。

米山住宅対策室長 現在入っている入居世帯のメリットなのですが、入居中に収入が増加し、収入基準を超えてしまった場合、通常より割増した家賃を払っていただくこととなります。こうした世帯については、今回の収入基準の引上げにより、収入が基準内に収まることになった場合、家賃の割増しが必要でなくなり、現状の家賃より安価になります。

向山委員 基準が上がったから、その分、収入が増えてもという理解をさせていただきました。入居率の増加につなげるためには、いろいろな方策の周知をして、選択肢の一つに入れてもらうことが有効だと思いますけれども、この周知・広報についてはどのように進め

ていくお考えでしょうか。

米山住宅対策室長 周知の方法ですが、分かりやすいチラシを作成して、現在、県営住宅を管理しております住宅供給公社や指定管理者の窓口で配布してまいります。これに加えて、県ホームページやSNS、市町村や関係団体の広報誌などを活用して広く県民に周知してまいります。また、既に入居されている方にも、管理人を通して、回覧板や掲示板を利用して周知していくようにしております。

向山委員 ぜひ県営住宅の持っている資本をうまく活用して、より多くの県民の皆さんに利点があるようにしてもらいたいと思うのですが、やはり入っていただくには、魅力ある住宅にすることがすごく重要だと思います。かなり建築年数がたっているものをリノベーションして安く提供するようなことができれば、ニーズが必ずあると思います。

もう一つ、例えば、兵庫県は、この国の改正に伴って、敷金を県独自で補助するなどしておりますので、都道府県独自の施策も打っていけると思いますので、ぜひそういうところも検討しながら、さらに政策を広げていただきたいと思います。そこだけ最後にお伺いして終わりたいと思います。

米山住宅対策室長 県営住宅については、長寿命化計画に基づいて外壁改修を行っているのと同時に、水回りを改善する工事も、古い団地からやっている状況です。そのような中、できるだけ魅力ある住宅を造ることが重要になってくると思います。今後とも入居促進に頑張っていきたいと思います。

名取委員 県営住宅の入居条件には、税の滞納があった場合などは、入居できないような規定があったかと思うのですが、例えば、独り親家庭などで収入が減って、やむなく税の滞納があるが、分納などで税金を納め始めているような方については、こういった県営住宅への入居はできるのでしょうか。

米山住宅対策室長 入居資格から、地方税を納入していない者という要件は、現在のところ削除しておりません。これは、滞納県税、いわゆる自動車税とか個人税の納入に一定の効果があること、あと、県税を滞納している状態で入居しても、家賃を滞納する可能性が非常に高いということと、未収金の増加につながる可能性が高いことから、現在のところ、地方税の滞納要件は存続しているという状況になります。

名取委員 先日も新聞などで報じられていますけれども、独り親家庭などでは貧困世帯に当たるといわれる方が多いと、特に女性の場合は多いということも言われています。そういう方が生活を立て直してやっていく場合に、安価に入居できたり、また、滞納があったとしても分納していくという意思があれば、そういった方は救済していくことも今後には必要かと思うのですが、そういったことはぜひ検討する価値があるかと思うのですが、いかがでしょうか。

米山住宅対策室長 収入に困っている方については、県で個別に減免措置を設けております。10%、20%ということで家賃の減免措置がありますので、そういったものを個別丁寧に対応して、貧困世帯の入居を後押ししたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第80号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの**

質疑

（やまなしK A I T E K I住宅相談窓口設置事業費について）

石原副委員長 まず一点、県土の31ページのやまなしK A I T E K I住宅相談窓口設置事業費についてですが、今回、ワンストップ型の相談窓口を設置するとのことですが、事業を実施する背景と目的を教えてください。

武藤建築住宅課長 本事業の背景と目的でございますが、この事業が人口減少危機対策パッケージの一つでございまして、昨年度、住環境に関する人口減少危機対策基礎調査を実施してございます。その中で、新築や中古を問わずに、一戸建ての住宅において住環境の満足度が高い場合については、理想の子供の数をかなえている割合が高い傾向が確認できたところであります。

その満足度という面において、住環境のうち、断熱性能や家事負担の軽減を図る設備などの性能が、満足度に影響を与える割合が高いのですが、そのような性能に関する視点が軽視されている状況がございまして、建てた後に後悔するということも、アンケート等を通じて分かったところです。あとは、国のアンケート結果もありまして、その中で、住まい選びについてもっと学んでおけばよかったとか、調べる時間が少し不足していたという声も多くあったところでございます。

そういうことを踏まえまして、いろいろな世帯があり、予算やライフスタイルがそれぞれございますが、それぞれに応じた住まい選びをワンストップで相談できる窓口を設置して、子育て世帯等が満足の高い住宅を購入できるようサポートしていきたいと考えて、当該事業を進めることにしております。

石原副委員長 アンケートに基づいてということで、よく理解することができました。

そこで、ワンストップで相談できる窓口を設置するとのことですが、具体的な事業内容をもう少し詳しく教えてください。

武藤建築住宅課長 具体的な事業内容でございますが、住宅の購入者につきましては、世帯構成、経済状況、ライフプランなど、それぞれの世帯によって状況が違ってきますので、それぞれの方に合ったような情報や住宅に関する基礎知識を提供するために、まず相談員を配置したいということでもあります。その上で、例えば、住宅選びに関しては、新築住宅、中古住宅、注文住宅、分譲住宅などがあり、また、選ぶときにハウスメーカーと工務店どちらにしようか、様々な選択肢がある中でそれぞれ比較検討できるように、それぞれが持つ特徴を紹介しつつ、それに対する疑問点に対して、こうすればいいのではないかとというアドバイスも行っていきたいということでございます。

また、住まい選びのコツについて、先ほど御説明したのですけれども、住宅の断熱性能などが住宅の満足度に影響してくるところ、あとは、いろいろな補助制度とか税制の優遇制度がありますので、そういう情報についても提供してまいりたいと考えております。

石原副委員長 よく分かりました。住宅の専門の方が相談に乗っていただけるということであれば、若い人たちも大変うれしいと思います。確かに現状だと、住宅を建てるときに、住宅公園、ハウスメーカー、工務店等へ出向いていくと、どうしても少し営業的なものがしつこくて嫌だという若い人たちも大分増えているのは事実だと思います。県でこういう事業をやっていただくと、若い人たちも安心して、子育て世帯の人たちが相談に行けると思っておりますので、手厚い事業にしてもらえればと思います。

そこで、最後に、このような事業を行うに当たって、どのように皆さんに周知していくのか教えてください。

武藤建築住宅課長 周知方法でございますけれども、この事業を知っていただかないと進まないもので、まず知っていただくことが非常に重要だと思います。広く周知するために、県のホームページやSNS等を使って情報発信をしてまいりたいと思っております。

また、住宅購入につきましては、主な対象者が子育て世帯になるのではないかと考えておりますので、子育て世帯等が目を通す情報誌等に掲載することと、あと、子育て支援施設や学習施設への配布で周知してまいりたいと考えております。

石原副委員長 よく分かりました。イオンなどにも、お子さんが使うトイレの前に、各自治体の大きい掲示板があります。昭和町のほうも子育て関連の行事があるときには、そこにポスターを掲示させてもらうのですが、そこを見て、町のほうに問合せが大分あるということも町からも聞いていますので、大型施設の掲示板等も利用していただきまして、一人でも多く窓口に来談に来ていただけるように御尽力いただければと思います。

武藤建築住宅課長 アドバイスありがとうございます。なるべく多くの方に、この窓口を設置しているという情報が伝わりますように周知してまいりたいと思います。

(火山砂防事業費について)

名取委員 県土の18ページで伺います。中段の火山砂防事業費ですけれども、私も詳しいことが分からずにお聞きしますが、火山砂防ということで、火山に起因した対策だと思うのですが、事業内容にあるように、甲斐市などに対象地域があるということで、この火山砂防はどういった事業になるか説明をお願いいただけますでしょうか。

山本砂防課長 火山砂防事業でございますが、これは、県内の火山地域における荒廃地域の保全を行うとともに、土石流、火山噴火に伴う火山泥流、火砕流、溶岩流等の異常な土砂流出による災害から下流部を保全する事業でございます。こちらにつきましては、山梨県内に火山地域というものがございます。これは全域ではございませんで、八ヶ岳と茅ヶ岳の火山地域、あと、富士山の火山地域、この主に3地域の中で事業を展開しているものでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※第83号 令和6年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

質疑

清水委員 下水道の強靱化ということで、最近、地震や大洪水などで下水道の破壊が多くあるのですけれども、下水道の設備の、例えば材質の変更、あるいは、パイプとパイプのコネクタ部分の技術革新による変更などを含めた事業というのは、今、どのくらい進んでいるのでしょうか。

金子下水道室長 下水道管渠の耐震の事業は、今、議員がおっしゃられましたように、材質というよりは、パイプとパイプの継ぎ手やマンホールとの接続部分が動くような形で、地震が起きても外れないようにするといったことを中心に地震の対策を行っているのですけれども、令和4年度末現在、流域幹線管路の耐震化率が96%という状況でございます。

名取委員 今回の清水委員の質問にも重なるかと思うのですが、今回、国庫補助の決定に伴って、減額補正が結構多いわけですが、全体としても6億6,900万円ほどの減額ということで、これは下水道事業の特徴なのかもしれませんが、例年こういった傾向にあるのでしょうか。

金子下水道室長 議員の御質問のとおり、下水道の予算につきましては、ここ数年、当初予算につい

ては内示が減る状況でございます。ただ、県土整備総務課長の説明にもございましたように、昨年度の補正予算も含めまして、16か月予算ということで計画的に事業を執行するというので、下水道事業の予算につきましても、16か月予算では対前年以上の額を確保しているということで、計画どおり事業を執行できると考えております。

すみません、先ほどの清水委員の質問で、耐震化率96%について、私、令和4年度末と申し上げましたが、令和5年度末の誤りでしたので、訂正させていただきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※所管事項

質疑

(リニア駅周辺の整備について)

向山委員 まず、リニアについてお伺いしたいと思います。

本会議で、浅川委員から、リニアの進捗状況を質問して答弁があったところですが、特に私はリニア駅周辺の整備について確認をしたいのですが、3月の下旬に早くても10年後ということになりましたが、スマートインターや新駅の現状、また、これからの見通しを確認させてください。

吉野リニア整備推進室長 まず、駅周辺の北側エリアの話になります。スマートインターにつきまして、これまでに用地買収を進めてきまして、おおむね8割方進んでいるところです。今後、工事に向けて、さらに用地交渉を進めていきます。

北側のパークアンドライドにつきましても、今後事業を進めていくのですが、昨年3月に、駅北側の交通広場に必要な機能のレイアウト案を公表したところです。これにつきまして、昨年10月から今年の2月にかけて、事業内容、用地取得に向けた地元説明会を実施してきた状況でございます。地域の皆様には御理解を深めていただけたと思っております。現在、スマートインターに伴う市道付替工事を進めるとともに、パークアンドライドの用地測量を行っている状況でございます。

リニア新駅につきまして、今年度当初、発注見通しをJR東海で発表したところでございます。先月5月末に業者の公募を開始したということで、これが順調にいけば、来年の春ぐらいには契約手続に入ると考えております。工事の工期につきましては、当初の2027年を大きく超えたのですが、2031年12月ということで予定しております。

向山委員 開業自体は早くても10年後ということで、2034年以降になるのではないかと  
いう見通しになっていますが、新駅は契約から80か月という中で、早ければ2031

年頃になる。スマートインターとパークアンドライドも順調にいけば、10年も時間がかからずにできる気がするのですが、その辺りのタイムラグがもし生まれた場合に、どのように想定されていたり計画をするのか、確認させてください。

吉野リニア整備推進室長 リニア開業自体は2034年以降ということになりましたけれども、北側の交通結節機能につきましては、それ自体で効果があるものです。リニアの開業に関わらず、左右されずに道路整備、スマートインターチェンジを含めて、しっかりと進めていくという予定であります。

向山委員 開業自体が延びても、土地の取得から開発まで、タイムスケジュール感を示して進めていっていただきたいと思いますが、一つだけ最後に、例えば駅舎ができて、開業まで3年4年あった場合、駅舎は何も使わないままなのか、その駅舎を使って商業店舗などが入ってもらうのかについて、JR東海が絵を描くのか、県が絵を描くのか、市が中心となってやるのか。タイムラグの3年4年がすごくもったいない気がするのですが、建物だけでできて砂ざらしになってしまうのか、お伺いしたいと思います。

吉野リニア整備推進室長 開業は34年以降で、駅の工期が31年ですけれども、その辺りの3年、4年空くかどうか、未定のところがございます。JRもしっかりと早期開業に向けて進めていきたいとおっしゃっていますし、どのぐらい空くかというのは未定という中で、知事も心配しているのですが、早く駅ができて陳腐化することがないように、その辺りはスケジュールをJRと調整しながら進めていきたいと思っています。

(浸水想定区域図について)

清水委員 河川水害について何点かお尋ねしたいと思います。

日本の四季が二季になるという異常事態が進行しておりまして、豪雨やゲリラ豪雨が頻繁に起こって、その都度すごい災害が各地で起こっております。山梨県としても、浸水想定区域図をベースにハザードマップをつくったりということで、予防保全対策を進めていることは承知しておりますけれども、この対象河川の選定及び想定区域図の作成順位について、どのような考えで進めているのか、まずお尋ねしたいと思います。

山川治水課長 まず、対象河川についてですが、令和3年に水防法が改正されまして、水害リスク情報の空白地域の解消に向け、人家避難場所や避難路などの防護対象のある全ての1、2級河川について、浸水想定区域図を作成することになっております。

作成の順番ですが、令和3年に水防法が改正されましたが、その前の水防法では、洪水予報河川と水位周知河川について作成することとなっております。県でも、この2つの河川につきましては、既に作成を終えてございます。そのほかの河川についてですが、人口の集中する地域や流域内に要配慮者の施設が存在する箇所並びに重要な公共施設のある箇所などを優先して作成を行ってございます。

清水委員 令和3年改正の水防法に基づいて、かなり急加速度的に活動が進んでいるというお話でした。それで、区域図の作成状況について、現在までの進捗がどのくらい進んでいるのかお尋ねいたします。

山川治水課長 区域図の作成状況についてですが、随時作成を進めている中で、今、対象河川のうち7割程度について作成に着手をしている状況でございます。

清水委員 7割程度の終了時期は、ロードマップ的にはいつ頃計画されているのですか。

山川治水課長 現在の予定ですが、令和7年度末までの完了を目指して今、鋭意進めている状況でございます。

清水委員 ありがとうございます。今、河川についてお尋ねしたのですけれども、山梨県は急峻な山に囲まれているということで、土砂災害警戒区域等の見直しも当然並行して進んでいると思うのですけれども、この辺りについて、どのように進んでいるのか、見解をお願いいたします。

山本砂防課長 土砂災害警戒区域につきましては、指定の基準でございますが、保全する人家がある区域におきまして、土石流は、勾配が2度以上で土石流の発生するおそれがある箇所としてございます。ほかに急傾斜地でございますが、傾斜度が30度以上で崩落のおそれがある箇所。さらに地滑りは、土地の一部が地下水等に起因して滑る箇所ということで、土砂災害警戒区域を指定してございます。

令和3年度まででございますが、県下で7,250か所につきまして、警戒区域に指定していましたが、近年の測量技術の発展を踏まえまして、本県では航空レーザー測量などによる高精度な地形図を用いて調査を実施いたしました。従来の地形図では困難であった指定対象となりうる、新たな2,089か所を抽出しています。このうち、現在の435か所につきまして、詳細な地形や地質などの現地調査を行いまして、指定すべき区域を確定して、告示を完了しています。残る箇所はまだ相当数ございますが、今後残る箇所の現地調査を速やかに実施しまして、早期の指定を目指していきたいと考えております。

清水委員 大変貴重な情報をありがとうございました。435か所について進行されているということで、残りも鋭意やっていただけたらと思うのですけれども、熱海の土砂災害は、まさに昔危険な地形図があったけれど、それが山になって分からなくなったところに、ある程度の負担がかかると土砂災害になるということで、まさにこういった航空レーザー測量のような現代の機器を使って、その危険性を明確に見える化するというのは、これからすごく大切なことだと思います。ぜひ早急に今の435か所以外を進めていただきたいと思っておりますけれども、その辺りを最後にお尋ねいたします。

山本砂防課長 委員のおっしゃるとおり、今後に残る箇所調査を早期に進めまして、なるべく早くに残る箇所の指定の告示を進めていきたいと思っております。

(リニア工事における南アルプス市内の高架橋工事について)

名取委員 私もリニアに関わってお聞きします。

7月2日付の山日新聞で、リニア工事の南アルプス市内の高架橋工事が31年にずれ込むという記事が出ました。この高架橋が加賀美高架橋となっているわけですが、これが市内全部ではないとは思いますが、それ以外の市内の高架橋工事のめどなどについては、どのような状況になっているのでしょうか。

吉野リニア整備推進室長 先日7月1日に、南アルプス市の加賀美高架橋の発注見通しが示されたところです。延長約800メートルという内容ですけれども、南アルプス市の中でまだ残る区間がありますが、リニアの開業が2027年から34年以降になるという中で、今JRで最適な工期発注スケジュールを見直しております。その中で今回、南アルプス市の加賀美高架橋を発注したということで、今後引き続き準備が整い次第発注すると考えております。

名取委員 31年以降、34年の間ということで発表があるのかもしれませんが、用地買収はどこまで進んでいるか分かるのでしょうか。

吉野リニア整備推進室長 委員会等でも言ってきているのですが、昨年度末の時点につきまして、おおむね8割近くの用地買収状況となっております。

名取委員 高架橋の工事に伴って、南アルプス市内の加賀美の地域や、また、それより以南の旧甲西町の和泉、宮沢などの地域は、井戸が自噴している地域が多数ありまして、現地でも地元の皆さんは、高架橋の工事に伴って、地下水への影響も懸念があります。この間も、岐阜県での水枯れの問題がありました。あれはトンネルに関わっていたと思えますけれども、県内でも実験線沿線での水枯れの事例もあると聞いています。トンネル工事だけに限らず、高架橋による地下水の流れが変わることなどによって、地下水が水枯れになったりする可能性もあると思うのですが、県としてはこれに対してどのような対策を取る考えでしょうか。

吉野リニア整備推進室長 先般、トンネルの掘削により水枯れという問題が岐阜県においてあったことは十分承知しております。JR東海でも、常にモニタリング調査を定期的に行うという中で、異常があれば、すぐに地元の方に丁寧に説明し、また、行政にも連絡して対応することとしております。JRにも適切な工事をやるようにということは、行政からも言っておりますので、引き続き工事進捗に向けて、県もできることを協力していきたいと思っております。

名取委員 トンネルについては、この間のそういった事例もあって、モニタリングということ  
をJRでやっていくと思うのですけれど、高架橋についても地下水への影響ということ  
でモニタリングというのは、条件としてもう整っているという理解でよろしいでしょ  
うか。

吉野リニア整備推進室長 高架橋につきまして、環境影響評価等で予測調査・評価をしております。  
その点につきましては、環境アセスを担当する環境部局の所管になります。私のほうで  
は詳しく把握しておりません。

浅川委員 今回、椎葉部長が退任ということで、長老議員として一言お礼を申し上げます。  
本当にリニアの問題、それから中部横断自動車道の問題、それから山梨新環状道路  
等々、私も椎葉部長とともに、党本部、それから大臣、その他の局長等への訪問の際に  
御同行させていただきました。様々な部分で粘り強い発言をしていただきまして、大変  
感謝申し上げます。これから本省に戻られましても、山梨県のことを忘れずに、しっか  
り頑張っていたきたいと思えます。本当に長い間、御苦労さまでした。ありがとうござ  
いました。

椎葉県土整備部長 ただいま浅川委員から過分なお言葉を頂戴しまして、ありがとうございます。  
2年3か月ぐらいの期間で、短い期間でありましたが、様々な県土整備のための取  
組を、この山梨県で関わらせていただいたということは、本当にありがたい得難い機会  
を得たと思っております。この間、本当に県議会の先生方、またこの委員の先生方には、  
私どもの取組について、大所高所から、あるいは現地現場に根差した観点から、御指導  
御鞭撻を賜りましたことを深く御礼申し上げます。また、今年の4月のスバルラインの  
土砂の流出のときもそうでしたけれども、状況に応じて、本当に迅速に現場へ視察に來  
ていただき、私ども災害対応にも取り組む者にとっても、本当に心強いことございま  
した。

今度は、国交省に戻りまして、土砂災害対策ということで取組を進めていきますが、  
山梨県の安全・安心な暮らしを守る、そういう砂防にもしっかりと取り組んでいきたいと  
思っております。引き続き、御指導御鞭撻のほどよろしく申し上げます。2年3か月、  
ありがとうございました。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員  
長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県外  
調査を8月26日から28日に実施することとし、詳細については後日通知することと  
された。
- ・ 本委員会が5月22日に実施した県内調査については、議長あてにその報告を提出し

たことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 桐原 正仁